

して控訴をし、老齡加算の復活・生活保護制度の改悪阻止と拡充を目指し、最終的に勝利するまで全力をつくす」という声明を発表しました。

会見で葛西聡弁護士事務局長は、「判決は、老齡加算を廃止された原告の生活実態を見ず、厚労省の主張を無批判に受け入れ、老齡加算廃止を追認したものであり、人間味の無い判決だ」と批判しました。

茂木ナツエ原告団長(81)＝青森市在住＝は、「この判決は、納得いきません。私は家を見てくれと訴えましたが、裁判所は見に来てくれませんでした」と原告の生活実態を検証せずに、請求を棄却したと指摘しました。

八戸市在住の原告、板橋アイさん(79)は、「いままで我慢してきたが、今日だけは我慢できなかった。言葉にできない」と絶句。涙を浮かべ不当判決への怒りを示しました。

生活保護の老齡加算廃止

取り消し請求棄却

青森地裁

生活保護の老齡加算減額、廃止は違憲、違法として、青森市と八戸市の受給者7人が、両市に減額、廃止の取り消しを求めている訴訟(青森生存権裁判)

で青森地裁(浦野真美子裁判長)は25日、原告の請求を棄却する判決を言い渡しました。判決は、「厚労相の)

裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということはできない」などとして、生活保護法の規定に違反しないと見て、原告の主張を退けました。

判決後、原告団、弁護士団、支援する会、生存権裁判を支援する全国連絡会は、記者会見し、「不当な判決に対